【令和8年度　補助金額一覧表】

※令和8年10月以降分

≪私学助成園≫

（円）

区分	特別区民税額（世帯の合計税額）	①施設等利用費+②上乗せ補助金（月額） 下段の(　　)内は年額		
		第 1子	第 2子（兄・姉が 1人いる世帯）	第 3子以降（兄・姉が 2人以上いる世帯）
1	生活保護世帯等	49,200 (576,600)	49,200 (576,600)	49,200 (576,600)
2	非課税	46,200 (540,600)	49,200 (576,600)	49,200 (576,600)
3	均等割のみ（年収約270万円未満）	46,200 (540,600)	49,200 (576,600)	49,200 (576,600)
4	所得割77,101円未満（年収約 360万円未満）	42,300 (493,800)	44,100 (515400)	49,200 (576,600)
5	所得割211,201円未満（年収約 680万円未満）	42,300 (493,800)	42,300 (493,800)	48,600 (569,400)
6	所得割256,301円未満（年収約 730万円未満）	42,300 (493,800)	42,300 (493,800)	48,000 (562,200)
7	所得割370,001円未満（年収約 1,000万円未満）	42,300 (493,800)	42,300 (493,800)	43,000 (502,200)
8	上記区分以外の世帯（年収約1,000万円以上）	42,300 (493,800)	42,300 (493,800)	42,300 (493,800)

≪新制度移行園≫

（円）

区分	特別区民税額（世帯の合計税額）	②上乗せ補助金（月額） 下段の（　　）内は年額		
		第 1子	第 2子（兄・姉が 1人いる世帯）	第 3子以降（兄・姉が 2人以上いる世帯）
1	生活保護世帯等	6,200 (74,400)	6,200 (74,400)	6,200 (74,400)
2	非課税	3,200 (38,400)	6,200 (74,400)	6,200 (74,400)
3	均等割のみ（年収約270万円未満）	3,200 (38,400)	6,200 (74,400)	6,200 (74,400)
4	所得割77,101円未満（年収約 360万円未満）	1,800 (21,600)	1,800 (21,600)	6,200 (74,400)
5	所得割211,201円未満（年収約 680万円未満）	1,800 (21,600)	1,800 (21,600)	5,600 (67,200)
6	所得割256,301円未満（年収約 730万円未満）	1,800 (21,600)	1,800 (21,600)	5,000 (60,000)
7	上記区分以外の世帯（年収約730万円以上）	1,800 (21,600)	1,800 (21,600)	1,800 (21,600)

※ 年額は、10月以降の上乗せ分を反映したものです。

※ ４月分から８月分までは「令和７年度市区町村民税所得割課税額」から判定し、
９月分から３月分までは「令和８年度市区町村民税所得割課税額」から判定します。

※ 新宿区の税率と異なる市から転入された場合は、新宿区の税率で計算し階層判定します。

※ 住所が国外にあった場合、収入により税額を仮計算します。

※「特別区民税所得割課税額」は、地方税法による住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の適用前の額で判定します。

※「生活保護世帯等」とは、生活保護法による保護、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給をいいます。

※「多子の対象となる子どもの範囲」は、保護者と生計を一にする者とします。

※ 新制度移行園に通われている方は、園に納めていただいている特定負担額が補助対象になります。

特定負担額 ：園則で定められたものであり、特定教育・保育の提供に当たり、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められるもので、保護者が毎年度徴収されるものに限ります（例：基準以上の職員配置の人件費、施設の環境維持向上のための費用等）。在園期間中の経費を入園時に一括徴収する場合は、保育料補助金の対象外になります。

※ 私学助成園の補助対象経費には、その他納付金（ただし、東京都補助分まで）を含みます。

その他納付金：園則に定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限ります。
具体的には施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等です。なお、一部の幼児を対象とするもの及び実費負担に当たるものは除きます。